

福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年12月18日)

【件名】

- 1 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり」の開催結果について
(家庭支援課)・・・1
- 2 「第3期鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」(改訂の方向性)のパブリックコメントの実施結果について
(家庭支援課)・・・3
- 3 中核市への事務移譲に伴う母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金債権の譲渡価格及び支払条件について
(家庭支援課)・・・4



「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり」の開催結果について

令和元年12月18日
家庭支援課

児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、厚生労働省は県及び中部5市町の共催により「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり」を開催しました。

フォーラムの1日目は虐待被害経験者による講演会と音楽会、2日目は4つのテーマに沿った分科会を開催し、県内外からのべ約700人の参加がありました。

1 行事名等

- (1) 名称：令和元年度子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり
※当該フォーラムは平成17年度から全国持ち回りで開催(今年で15回目)
- (2) 主催：厚生労働省
- (3) 共催：鳥取県、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
- (4) 日時：11月16日(土) 13:30~17:30、11月17日(日) 9:00~12:45
- (5) 会場：倉吉未来中心 大ホール等(倉吉市駄経寺町212-5)
- (6) 来場者：1日目：410名、2日目：302名

2 内容

(1) 1日目(11月16日)

ア 開会式

- ・主催者あいさつ(厚労省子ども家庭局長 渡辺由美子)
- ・共催県あいさつ(鳥取県知事 平井伸治)
- ・共催市町代表あいさつ(倉吉市長 石田耕太郎)
- ・令和元年度「児童虐待防止推進月間標語」最優秀賞(厚生労働大臣賞)の表彰
標語：「189(いちはやく)ちいさな命にまったなし」
作者：石居くるみ氏(東京都町田市在住、28歳)

イ 基調講演「虐待の影響について考える ～子どもたちが力強く成長するためにできること～」

講師：オルガ・R・トゥルヒーヨ(米国弁護士・コンサルタント)

内容：講師は幼少時に父親等から性的虐待を受けたことによりDID(解離性同一性障害)を発症。DIDと診断される多くは暴力や犯罪行為の被害者と指摘。トラウマ(心的外傷)の影響を受ける時間を少なくするためにも早目の診断を求めた。その上で、周囲の理解や協力の必要性も訴えた。

ウ いのちを考える音楽会「語りと歌」

演奏：村上彩子(ソプラノ歌手)

内容：講師は教員である両親から6~18歳まで虐待を受け後遺症に苦しむ。虐待被害者が一人で生き延びる為には、自立できる能力、技術を身につけることが大事と考え、働きながら東京芸術大学声楽家を7回受験し合格を果たす。DVの後遺症を抱え、生死を彷徨いながらも挫折と絶望を乗り越えた体験に基づき、命の大切さを「語り」と「歌」によって聴衆に伝えた。

(2) 2日目(11月17日)

ア 分科会 ※県内外から、22名をコーディネーター・パネリスト・通訳として招聘

・第1分科会 被害者支援を考える ～被害者が真に望む支援とは～

コーディネーター：西井啓二(NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取常務理事)

パネリスト：オルガ・R・トゥルヒーヨ(米国弁護士・コンサルタント)

村上彩子(ソプラノ歌手)

山本 潤(一般社団法人Spring代表理事)

通 訳：中島幸子(NPO法人レジリエンス代表)

伊藤聖美(元・ジャパントイムズ記者)

内 容：性的虐待は私達の想像以上に社会に潜在していると考えられるが、社会は性暴力を容認している風潮が根強くあり被害者が生きにくい環境となっているため、被害者と共に歩む支援のあり方と社会の風潮を変える必要性を議論した。

・第2分科会 司法面接の現状と課題 ～今後の司法面接のあり方～

コーディネーター：大田原俊輔（弁護士法人やわらぎ 代表弁護士）
北野彬子（きたの法律事務所 弁護士）

パネリスト：片桐千恵子（医療法人同愛会博愛病院 産婦人科部長）
中村葉子（横浜地方検察庁 総務部長 検事）
石橋弥雪（鳥取県米子児童相談所 参事）
小松原慶一（鳥取県米子児童相談所 児童福祉司）

内 容：正確な事実を子どもにとってできる限り少ない負担で聞き取るための面接手法である「司法面接」について解説。子どもの負担を軽減し、正確な事実の聴き取りを行うためには、行政・司法・福祉・医療がそれぞれの立場を尊重し十分な事前準備をもって司法面接に臨むことの重要性を共有した。

・第3分科会 医療と他機関連携 ～子ども虐待予防と多機関連携で子どもの未来を守る～

コーディネーター：石谷暢男（鳥取県小児科医会 会長）

パネリスト：井上登生（医療法人井上小児科医院 理事長）
山崎知克（浜松市子どものこころの診療所 所長）

木下あゆみ（(独)国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター 小児アレルギー科医長 育児支援対策室長）
内 容：子どもを虐待死させないために医療者がなすべきことを議論した。医療者は診察を通じて声なき声を子どもから聞き取り代弁者になることや他（多）機関連携で支援の隙間を生じさせないために医療者以外の他職種をよく知る必要性を共有した。

・第4分科会 地域支援（拠点と他機関連携） ～子どもを守るしくみづくり～

コーディネーター：鈴木秀洋（日本大学危機管理学部 准教授）

パネリスト：高橋絵美（中津市子育て支援課 主査）

鈴木 智（南房総市教育委員会 こども教育課支援係 主査・教育相談センター長）
林 和子（山口市子ども未来部 保育幼稚園課やまぐち子育て福祉総合センター長）
三谷裕之（鳥取市健康こども部次長兼こども家庭相談センター所長）
内 容：子どもが抱える問題は虐待などの不適切な養育といった側面だけでなく、発達の問題や学校でのいじめ・不登校など多面的であることから、子ども家庭総合支援拠点を中心に、母子保健や教育委員会等の関係部署が連携し、地域の資源を有効に繋いで、全ての子どもを継続的に支援していくことが必要であることを共有した。

イ 全体会（各分科会の代表者の発表）

ウ 閉会式

・高知県（時期開催県）あいさつ



【講演会（11/16）】



【音楽会（11/16）】



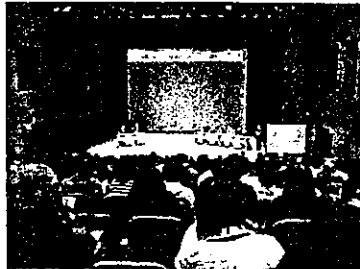
【分科会2（11/17）】



【分科会3（11/17）】



【分科会4（11/17）】



【全体会（11/17）】

「第3期鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」(改訂の方向性)のパブリックコメントの実施結果等について

令和元年12月18日
家庭支援課

「第3期鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」(改訂の方向性)について、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和元年10月15日(火)から11月11日(月)まで
 (2) 周知方法 ・ホームページへの掲載
 ・新聞広告の掲載
 ・県民参画協働課、各総合事務所、市町村窓口等におけるチラシの配架
 (3) 意見受付件数 6件(1名)

2 主な意見と対応方針

主な意見	対応方針
子ども食堂での学習支援、無料の学習塾の設置などにより子どもが教育を受ける機会の充実が必要。	地域における子どもの学習支援や放課後・土曜日における教育活動等の取組を推進する。【盛り込み済】
子ども食堂の支援を行い、充実させてはどうか。	子ども食堂を含めた子どもの居場所づくりへの支援についての記載を追加する。
安定的な収入を得るために、職業能力向上のための訓練や効果的な就業あっせんなどの就業支援が必要。	資格取得に対して給付金を支給するなどにより資格や技能の取得を促進する。また、母子父子自立支援員が、ひとり親家庭等の個々の状況やニーズを把握し、就業に関する助言やハローワークと連携した就業支援を行う。【盛り込み済】
子育てと仕事の両立を実現させることが必要。	延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、様々な保育サービスの実施を促進する。また、ひとり親の雇用についての事業主の理解を深めるとともに、ハローワーク等の紹介によりひとり親を継続して雇用する事業主に対して支給される助成金についての周知を行う。【盛り込み済】
企業に給与を向上してもらおうように働きかけてはどうか。	給与の額は各事業主により労働内容等も踏まえて決められるものであり、企業に対してひとり親の給与向上を働きかけることは適切でないと考え。より条件のよい就業につなげていくための資格取得や職業訓練の受講を支援する。【盛り込み済】
養育費が不払いになれば貧困に陥ってしまう。不払いを解消させることが必要で、養育費の支払いを義務づけて強制的に支払らわせたり、不払いの場合は裁判を起すべきである。	養育費不払い時に財産差押え等の強制執行をするためには、養育費の支払いに関する合意が債務名義化(裁判所の判決や調停、公正証書等)されている必要がある。現状では、養育費に関する債務名義化された合意の取り決め率が低いため、債務名義化(裁判所の判決や調停、公正証書等)の推進について記載を追加する。

2 今後の予定

- 令和元年12月下旬 パブリックコメント及び関係機関等の意見を踏まえた最終改訂案の作成
 # 第3回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会での意見聴取
 令和2年1月中旬 鳥取県社会福祉審議会児童福祉分科会にて最終改訂案の審議
 令和2年2月 計画の改訂及び公表

中核市への事務移譲に伴う母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金債権の譲渡価格及び支払条件について

令和元年12月18日
家庭支援課

平成30年4月1日の鳥取市の中核市移行に伴い母子父子寡婦福祉資金貸付金債権を県から鳥取市へ譲渡する件について、平成30年4月1日付けで譲渡契約書を締結し、債権の譲渡価格及び支払条件が以下のとおりとなりましたので、報告します。

1 譲渡した債権の総額 214,283,293円

【内訳】

元 利 の 内 訳		国庫貸付金と県一般会計繰入金の投入割合に応じた内訳	
元 金	213,392,159円	国 庫 分	140,881,504円
利子及び違約金	891,134円	県 費 分	73,401,789円

2 債権譲渡対象者

中核市の指定日（平成30年4月1日）の前日以前において貸付金の貸付を受けた者であって、指定日現在において、鳥取市の区域内に住民登録を有する者。

ただし、借受人死亡又は行方不明の場合は連帯借受人、連帯借受人がいない場合は連帯保証人の住所で判断する。

3 債権譲渡価格及び支払条件

(1) 債権譲渡価格 58,200,833円

(単位：円)

区分	債権総額 A	債権放棄額 (放棄率) B	債権譲渡額 A-B
滞納元金	10,587,685	7,461,142 (70.47%)	3,126,543
未調定元金	61,922,970	6,848,680 (11.06%)	55,074,290
利 子	404,847	404,847 (100.00%)	0
違 約 金	486,287	486,287 (100.00%)	0
計	73,401,789	15,200,956 (20.71%)	58,200,833

(2) 支払条件

債権譲渡価格及び支払条件の契約の締結後、5年間の年賦払で支払われる（無利子）。

4 譲渡価格の算出方法

国が平成4年千葉県（千葉市）に示した算出方法にならって行う。（過去全ての中核市への移譲でこの方法に従って算出されている。）

- (1) 事業開始時からの財源投入状況（国庫貸付金と県一般会計繰入金の累計額）による按分で県の債権額を確定する。
- (2) 当該譲渡市域の過去3年の償還状況から1年目～3年目の平均償還率を算出し、これにより、3年間の償還可能額を見込む。（滞納分と未調定分は償還率が異なるため、別々に見込む。）
- (3) 償還可能額から債権放棄率及び債権放棄額を算出し、残りを譲渡価格とする。
- (4) 利子・違約金については、すべて県に帰属する債権とし、その全額を放棄する。

5 債権の放棄に関する議会の議決の要否

地方自治法第252条の22に基づく「地方自治法第252条の19第1項又は第252条の22第1項の規定による指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令」の規定により、厚生労働大臣が財務及び総務大臣と協議して譲渡価格の決定（債権放棄額の決定）が行われるため、議会の承認は要しない。

6 今後の予定（先行県での事例からの見通し）

- 令和元年11月 譲渡価格及び支払条件について厚生労働大臣へ報告
- 令和3年 3月 厚生労働大臣より譲渡価格の決定通知
- 令和3年 3月 譲渡価格及び支払条件について鳥取市と契約を締結
- 令和3年 3月 契約締結後、鳥取市から1回目の支払い以降、令和7年3月まで、毎年度3月に支払われる。